

会津若松市公告第77号

次のとおり公募型指名競争入札を実施するにあたり、入札参加者の公募を行うので公告する。

令和7年3月28日

会津若松市長 室 井 照 平

1	委託業務名	公用車管理業務委託
2	委託業務場所	会津若松市東栄町3番46号外
3	業務の概要	公用車を効果的・効率的に運用するため、管理対象となる公用車の予約管理、テレマティクス機能を有する車載機を搭載した位置情報、走行データ、運転挙動等の管理、車両の定期点検、車検整備等の業務を委託する。
4	業務期間	契約締結日から令和10年3月31日（金）まで
5	予定価格	非公表（契約締結後に公表）
6	入札参加資格要件	入札に参加できるのは、次の①から⑦に掲げる要件をすべて満たしている者とする。
	①	入札参加申込受付締切日から入札時までにおいて、継続して会津若松市入札参加資格者名簿に登録されていること。
	②	登録内容 本市の「一般委託業務」に業種登録のある者
	③	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
	④	会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。
	⑤	この案件に参加する他の入札参加者と資本関係又は人的関係がないこと。
	⑥	地方公共団体において、平成31年度から令和6年度までの間に類似業務の受託実績があること。 なお、この場合において、類似業務とは、少なくとも次のいずれかを含むものを言う。 ・予約システムによる車両管理 ・テレマティクス機能を有する車載機を設置した車両管理
7	⑦	その他入札参加資格要件（許可、資格等の保有要件・経験・実績に関する要件・業務への対応に関する要件） 本業務について、次のア～イに基づく業務が遂行ができること。 ア 公用車の予約管理、テレマティクス機能を有する車載機の設置及び車両の定期点検等ができる体制があること。 イ 車両の定期点検、車検整備等においては、本市に業者登録のある市内業者及び準市内業者から選定ができること。
	入札参加の申込	
7	①	提出書類 ・公募型指名競争入札参加申込書 ・公用車管理業務委託提案書（別紙参照のこと。）
	②	提出方法 指定様式（必須）により、下記の提出先に直接持参又は郵送で提出すること。
	③	郵送方法 郵送の場合、一般書留又は簡易書留とする。
	④	提出先 〒965-0873 会津若松市追手町2番41号 会津若松市役所追手町第二庁舎2階総務課
	⑤	入札参加申込期間 令和7年3月28日（金）から令和7年4月21日（月）まで上記の宛先に必着のこと。 質問書が提出されることがあるので、質問書提出期限後に郵送手続きを行うこと。
	⑥	入札参加申込書等 入手方法 会津若松市ホームページ https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp から ダウンロード
8	仕様書等	
	①	閲覧場所 会津若松市ホームページ http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
	②	閲覧期間 令和7年4月21日（月）午後5時15分まで
9	仕様書等に対する質問	
	①	質問方法 本委託業務に関する質問は、指定の質問書により、FAX又はメールで送信すること。 なお、送信後、確認のため、必ず電話連絡すること。
	②	質問書送付先 会津若松市総務課 電話番号 0242-39-1211 FAX番号 0242-39-1410 メールアドレス somu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
	③	質問期限 令和7年4月14日（月）午後3時00分まで
	④	質問に対する回答 質問書への回答は、後日すみやかに質問者にFAXで送付するとともに、市ウェブサイト上に掲載する。
10	指名業者の選定	
	①	指名業者の選定方法 入札参加申込者の資格要件の確認及び指名業者の選定は、会津若松市総務課において行う。
	②	結果通知日 令和7年4月24日（木）

	③ 指名通知等	入札参加資格要件を満たす者に対して公募型指名競争入札の指名通知をFAXで送付し、非指名業者には、指名されなかった理由を記した書面を送付する。
	入札方法	
11	① 提出書類	・入札書 ・価格内訳書
	② 入札（開札）日時	令和7年5月8日（木） 午前1時30分
	③ 入札（開札）場所	会津若松市役所本庁舎6階6-2会議室
12	入札回数	2回（2回の入札で落札者がなかった場合には、最低価格で入札した者に見積書の提出を依頼する。その結果、予定価格内であれば随意契約を締結する。）
13	入札保証金	免除
14	入札の無効	① 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
		② 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
		③ その他、入札条件又は市において特に指定した事項に違反した入札
15	契約事項	会津若松市財務規則及び契約条項に基づき契約締結する。
16	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津若松市財務規則第104条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実に認める金融機関の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを免除する。
		① この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合（会津若松市財務規則第105条第1項第2号該当）
		② 契約締結日から起算して当該契約期間の2倍を遡った期間に、国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり契約し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合（会津若松市財務規則第105条第1項第4号該当）
17	その他	① やむを得ない事由が生じたときは、入札又は発注を取りやめることがある。
		② 会津若松市入札心得及び会津若松市公募型指名競争入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。
		③ 業務の全部又は主体部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。